

2004-00114A

2004-00114B

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

社会保障における少子化対策の位置づけ
に関する研究

(H15-政策-006)

平成15&16年度 総合研究報告書

平成16年度 総括研究報告書

主任研究者 勝又 幸子

平成17(2005)年3月

研究者一覧

主任研究者： 勝又 幸子（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第3室長）

分担研究者： 田中 徹※※（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第2室長）
千年よしみ（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第1室長）
上枝 朱美（東京国際大学経済学部 助教授）
守泉 理恵（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 リサーチ・レジデント）
（国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部客員研究員）
阿萬 哲也※（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第1室長）

研究協力者： 周 燕 飛（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究員）
山下 志穂※※
（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 リサーチ・レジデント）
（国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部客員研究員）

(注) ※ 平成15年度のみ参加。

※※平成16年度のみ参加。

目 次

まえがき

平成 15&16 年度 総合研究報告書	1
勝又 幸子	
1. 平成 16 年度総括研究報告書	15
勝又 幸子	
2. 分担研究者報告	
田中 徹 児童手当法の政策決定過程の変遷と児童手当制度の 今後のあり方	29
勝又 幸子 「親子世帯間の援助の実態と意識に関する調査」 ー政策インプリケーションへの一考察ー	55
千年 よしみ 祖父母による育児支援：夫婦間系列から見た世代間関係	65
守泉 理恵 予定子ども数の決定因：祖父母の援助は予定子ども数に 影響するか	87
上枝 朱美 祖父母世帯から子どものいる世帯への経済的支援 ー孫へのプレゼントとこづかいについてー	107
3. 研究協力者報告	
周 燕 飛 親による経済援助が成人子の住宅購入行動に与える影響 ー購入時期、頭金額および購入価格にもたらす変化ー	141
山下 志穂 子育て世帯と親世帯間の私的移転に関する基礎的研究： 文献サーベイ	159
4. 親子世帯間の援助の実態と意識に関する調査（成人子世帯）	183
調査の概要	185
・単純集計表リスト	186
単純集計表	188
・クロス集計表リスト	204
クロス集計表	209
・地域集計表リスト	260
地域集計表	261
追加資料：高齢者世帯調査の地域別集計表リストと表	266

5. 親子世帯間の援助の実態と意識に関する調査	
(高齢者世帯 v s 成人子世帯)	271
概要報告	273
<調査票>成人子世帯調査	315
(注)高齢者世帯調査票については、「平成 15 年度総括報告書」を参照。	
6. 研究活動報告	
平成 15 年度、16 年度 活動状況	329
〔資料〕	330
議事録：平成 16 年 11 月 26 日	
ワークショップ「子育て世帯の社会保障」	331
PPT 資料：	341
平成 17 年 2 月 28 日政策科学推進研究中間・事後評価委員会ヒヤリング	

まえがき

近年我が国においては、人口の少子化への対応が緊急の重要政策課題となっているところであり、平成 15 年 7 月『少子化社会対策基本法』の制定を受け、『少子化社会対策大綱』（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）を策定し、重点施策の具体的計画が平成 16 年末に出された。行政レベルでは平成 15 年をいわゆる次世代育成支援元年と位置づけ、今後 10 年間の次世代育成支援対策の集中的推進を内容とする「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年 7 月制定）に基づく地方公共団体等が策定した推進計画が実行に移されている。

従来の行政施策は保育所や学童保育などの要保護児童を中心とした児童福祉の向上を目的としていたが、近年の行政施策は「こどもを産み育てやすい環境の整備」すなわち、家族すべての支援策として位置づけられている。このような政策目標の変化に対応するためには、今までの日本の社会保障制度はどのように変わっていかねばならないのであろうか。

本研究は、これからの政策が次世代育成支援対策へと発展していくために、何が重要であるかを明らかにする基礎となる情報を整理し提供するために提案された。本研究は 2 つの側面をもっている。ひとつは「政策分析」でもうひとつは「社会調査」である。

政策分析においては、第 1 年目は、「次世代育成支援対策」の定義を明らかにした上で、国の政策全体の中での位置づけ、さらには社会保障制度との関連性等について日本以外の諸外国の実態を紹介しつつ分析した。第 2 年目は、児童手当制度が、どのように創設され、現在に至るまで、どのような政策決定過程を経て変遷してきたか、時系列的に比較しながら考察した上で、現在の児童手当制度の課題を抽出し、今後の制度改正における論点を明らかにした。

社会調査においては、『親子世帯間の援助の実態と意識に関する調査』を実施し、祖母の世帯とその孫のいる子世帯の間にどのような援助関係があるかを調査した。調査の視点は金銭的な移転として経済的援助の側面と養育支援として世話的援助の側面の二側面をあきらかにすることであった。経済面ではいわゆるシックスポケットといわれる傾向の実態を調べた。すなわち、ひとりの孫世代の未成年に対して両親とその両方の祖父母という 6 人の経済的支援者がいることで、経済的便益がどの程度、孫のいる子ども世帯に移転されているのかを調べた。またその移転の規模を規定する条件はなにかなどを観察し分析した。協力面では祖父母の世帯から孫のいる成人子世帯へ、孫を理由とした援助がどの程度行われているか、また逆に成人子世帯からは老親である祖父母世帯（高齢者世帯）へどのような援助が行われているかを明らかにした。また、「援助関係」の理解を深めるために、心理学や社会学の分野における研究蓄積を文献サーベイとしてまとめた。

主任研究官
勝又 幸子

平成 15&16 年度 総合研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「社会保障における少子化対策の位置づけに関する研究」

（総合）研究報告 平成 15～16 年度

主任研究者 勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所企画部第 3 室長）

研究の要旨

本研究は、現在実施されている少子化対策の諸政策が次世代育成支援対策に発展していくために、重要である基礎情報を整理し提供することを主たる目的として実施した。本研究は 2 つの側面をもっている。ひとつは「政策分析」でもうひとつは「社会調査」である。

政策分析においては、「次世代育成支援対策」の定義を明らかにした上で、国の政策全体の中での位置づけ、さらには社会保障制度との関連性等について日本以外の諸外国の実態を紹介しつつ分析した。また、児童手当制度が、どのように創設され、現在に至るまで、どのような政策決定過程を経て変遷してきたか、時系列的に比較しながら考察した上で、現在の児童手当制度の課題を抽出し、今後の制度改正における論点を明らかにした。

社会調査においては、『親子世帯間の援助の実態と意識に関する調査』を実施し、祖父母の世帯とその孫のいる子世帯（成人子世帯と呼ぶ）の間にどのような援助（支援）関係があるかを明らかにした。調査の視点は金銭的な移転として経済的援助の側面と養育支援として世話的援助の側面の二側面から実態をあきらかにすることであった。経済面ではいわゆるシックスポケットといわれる傾向の実態を調べた。また併せて、子育て支援や高齢者介護などの社会政策に対する両世帯（世代）の意識についても調査し、意識の違いが世帯間の支援実態に与える影響を分析した。

支援関係全般にわたり、成人子の妻の両親と夫の両親の支援の実際に違いがあること、それは経済的支援と世話的（精神的）支援の違いによっても異なることなどが分析できた。経済的支援では日常金銭的物の授受としての支援に加えて、資産形成に影響を与える生前贈与の実態についても調査結果をもとに分析をおこなった。

また、家族規範の違いや公的支援に対する世代間の意識の違いが明らかになった。特に若い世代（成人子世帯）では、子育て支援に公的政策の役割を強く期待するが、年配の世代（高齢者世帯）では、家族の支援によって子育ては行うべきとの意識が強く、両者にはあきらかに意識の違いがみられた。実際の支援関係が理想子ども数に影響を与えるかの考察では、妻の結婚年齢、いとこ数、世帯収入、一人当たり教育費、日常的援助度、家計援助、教育費援助が、理想予定差の有無に有意に影響を及ぼしていることが確認された。

分担研究者：

田中徹※※（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第1室長）

千年よしみ（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第1室長）

上枝朱美（東京国際大学経済学部 助教授）

守泉理恵（社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 リサーチ・レジデント、国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部 客員研究員）

阿萬哲也※（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第1室長）

研究協力者：

周燕飛（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究員）

山下志穂※※（社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 リサーチ・レジデント、国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 客員研究員）

※は平成15年度のみ参加、※※は平成16年度のみ参加。

A. 研究目的

少子化対策は、今日、国会と行政双方において取り組まれている重要課題である。平成15年7月『少子化社会対策基本法』の制定を受け、『少子化社会対策大綱』（平成16年6月4日閣議決定）を策定し、重点施策の具体的計画が平成16年末に出された。行政レベルでは平成15年をいわゆる次世代育成支援元年と位置づけ、今後10年間の次世代育成支援対策の集中的推進を内容とする「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月制定）に基づく地方公共団体等が

策定した推進計画が実行に移されている。

このような取り組みが行われている反面、ひきつづき厳しい社会経済状況の中、子育て世帯のおかれた現状にはさらに厳しいものがある。

従来の行政施策は保育所や学童保育などの要保護児童を中心とした児童福祉の向上を目的としていたが、近年の行政施策は「子どもを産み育てやすい環境の整備」すなわち、家族すべての支援策として位置づけられている。このような政策目標の変化に対応するためには、今までの日本の社会保障制度はどのように変わっていかなければならないのであろうか。

本研究は、今まで実施されてきた少子化対策が、今後次世代育成支援対策へと発展させるのに、何が重要であるかを明らかにするための基礎となる情報を整理し提供するために提案された。

B. 研究方法

本研究は2つの側面をもっている。ひとつは「政策分析」でもうひとつは「社会調査」である。

政策分析においては、第1年目は、「次世代育成支援対策」の定義を明らかにした上で、国の政策全体の中での位置づけ、さらには社会保障制度との関連性等について日本以外の諸外国の実態を紹介しつつ分析した。第2年目は、児童手当制度が、どのように創設され、現在に至るまで、どのような政策決定過程を経て変遷してきたか、時系列的に比較しながら考察した上で、現在の児童手当制度の課題を抽出し、今後の制度改正における論点を明らかにした。

社会調査においては、『親子世帯間の援助

の実態と意識に関する調査』を実施し、祖父母の世帯とその孫のいる子世帯（成人子世帯と呼ぶ）の間にどのような援助（支援）関係があるかを明らかにした。調査の視点は金銭的な移転として経済的援助の側面と養育支援として世話的援助の側面の二側面から実態をあきらかにすることであった。経済面ではいわゆるシックスポケットといわれる傾向の実態を調べた。すなわち、少子化時代となった現在、ひとりの孫世代の未成年に対して両親とその両方の祖父母という6人もの経済的支援者がいることで、経済的便益がどの程度、孫のいる子ども世帯にどのような分野でどの程度の規模で移転されているのかを調べた。またその移転の規模を規定する条件はなにかなどを観察し分析した。協力面では祖父母の世帯から孫のいる成人子世帯へ、孫を理由とした援助がどの程度行われているか、また逆に成人子世帯からは老親である祖父母世帯（高齢者世帯）へどのような援助が行われているかを明らかにした。また、「援助関係」の理解を深めるために、心理学や社会学の分野における研究蓄積を文献サーベイとしてまとめた。

なお、本研究の実施1年目には、先行調査「第1回家庭動向調査（1993年）」の個票データを使った分析を併せておこなった。この分析を行った目的は独自調査の準備と補完である。同調査は国立社会保障・人口問題研究所が定期的に行っている全国調査である。本研究補助金で実施した社会調査は予算制約があるため地域や調査サンプル数に制限があったため、全国調査である同調査と同じ設問を一部取り入れて、調査の精度を確保できるように配慮した。

（倫理面への配慮）

社会調査実施においては、調査対象者のプライバシーの保護と調査の効率の向上に配慮して、調査会社が独自に整備しているパネルデータを利用する。委託先調査会社とはデータ管理等に関する誓約書を主任研究官との間で取り交わし、事後のデータの管理を徹底した。

C. 研究結果

政策分析：

我が国の政府が子育て支援施策に力を入れ始めたきっかけは出生率の低下にあるが、政策レベルにおいては、（特に行政において進められている施策については）直接の目的として出生率を引き上げることは全く明示されておらず、「産む産まないは個人の自由」という考え方の中で子どもを産みたいという意志決定に対する障害を除去することが目的とされていることが分かった。また、各国の子育て支援施策を概観し、我が国の状況と具体的に比較すると、必ずしもすべてが遅れているのではなく、個別制度やある側面で見ると他の先進諸国と支援の水準が遜色ない部分もあるが、全体的な枠組みの下で見ると例えば家族に対する公的な給付費の内容についてはかなり低い水準に止まっていることが分かった。さらに、各国の施策はそれぞれの国の国民感情や規範的意識等とも関連しており必ずしも一義的に正しい政策があるものではないことも分かった。

児童手当制度に関する考察では、以下4つの問題点が明らかになった。

①児童手当の位置付けの明確化

まず、児童手当制度の、少子化対策、児童福祉施策における位置付けを明確化する必要がある。

近年、児童手当は、少子化対策の一つとして位置付けられてきているが、児童手当法の目的は、法制定以来、所得保障施策と児童福祉施策に限られたものはずである（児童手当法第1条）。そもそも、児童手当の給付が少子化対策として効果があるかどうかという本質的な点についての議論もあるだろうが、今後の児童手当制度を考えるに当たっては、政府として、児童手当をどのように位置付けるのかということを明確に整理しなければならない時期に来ているであろう。

こうした基本的なスタンスを明確にした上で、手当額をいくらにするか、支給対象年齢をどうするか、所得制限をどうするかといった議論をしていく必要がある。

②財源の拠出方法の見直し

児童手当の財源については、0歳～3歳未満児の本則給付は、被用者にあつては、事業主拠出金が10分の7、国が10分の2、地方公共団体が10分の1となっているが、被用者でない者は、国が6分の4、地方公共団体が6分の2となっており、特例給付については、事業主が10分の10負担することとされている。

しかしながら、平成12年度改正法や平成16年度改正法で支給対象年齢が延長された3歳以上児については、特例給付も含めて、国が6分の4、地方公共団体が6分の2負担することとされている。

財源構成及び特例給付の位置付けや在り方を根本的に整理し直す必要がある。

③税制との関係の明確化及び制度間の調整

児童手当と扶養控除の関係については、中央児童福祉審議会では、その調整の必要性が指摘されてきたにも関わらず、政府レベルでは両制度間の調整はなされてこなか

った。

確かに、児童手当制度が存在しなかった昭和46年以前には、所得控除は、担税力の調整という税制面における役割とともに、児童を扶養する家庭に対する経済的支援の主要な役割を担っていたものと思われる。

また、昭和55年9月10日にとりまとめられた「児童手当制度の基本的あり方について」においては、「我が国では、現行税制が直接税に重点を置き、所得税の課税最低限も税率の累進度も諸外国に比べて極めて高いことから児童手当と税の児童扶養控除の調整は税制の根幹に触れるため、これに及ぼす影響は大きい」と指摘されていたり、前述の大蔵省主計局次長の答弁のように、児童手当と所得税の扶養控除の調整は、所得税の根幹に触れる問題であるとの認識があった。

しかしながら、児童手当制度が導入されるとともに、消費税という本格的な間接税が導入され、所得税の累進度も相当程度緩和してきており、児童扶養控除の見直しが、「税制の根幹に触れる」とは言えなくなっていることを考えても、その逆進性等が指摘される扶養控除の役割は縮小されるべきであろう。

政府税制調査会では、様々な控除を「基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめて措置することが望ましい。」としているが、児童手当との関係を考えれば、控除の集約は基礎控除にまとめていくことが望ましいのではないと思われる。

こうした点について、関係審議会、関係省庁においては、連携を図り、制度間の調整をしていくべきである。

④政策決定過程の見直し

平成12年度改正や平成16年度改正につ

いては、政党主導で審議が進められた結果、政府部内、すなわち審議会等における審議が不十分となっている。制度改正に当たっては、十分な時間をとって、今後のあるべき児童手当制度の在り方を議論した上で、制度改正をすべきであり、次期児童手当法改正に向けて、早急に審議会において議論を開始する必要がある。また、審議会における審議については、十分な議論ができるという点と、国民に対して、情報提供することにより、議論を喚起するという役割も担っていることに留意すべきである。

社会調査：

1) 世代間の世間的支援関係についての考察では次のようなことがわかった。

育児支援を受けている母親の割合を育児支援内容別、夫婦系列別に計算してみると、全ての支援項目にわたって夫方祖母よりも妻方祖母から支援を受けている母親の割合が高い。妻方祖母の貢献は特に精神的支援で高い。日常的支援においては妻方祖父の貢献も大きく、妻方祖父から支援を受けている母親の割合は夫方祖母から支援を受けている母親の割合よりも高かった。

次に夫婦系列別、支援内容別に祖父母からの支援を決定する要因について分析を行った結果、以下のような知見が得られた。まず、父親の育児サポート力の効果は妻方祖母からの日常的支援・緊急時支援においてのみ影響が見られた。すなわち、父親の育児サポート力が弱いほど妻方祖母からの日常的・緊急時支援がより多く提供されることがわかった。父親の育児サポート力は、育児支援内容にかかわらず夫方祖母からの支援には影響を及ぼしてはいなかった。また、夫婦系列にかかわらず精神的支援には

影響を及ぼしてはいなかった。

日常的・緊急時支援を祖父母から受けるかどうかは、祖母の子ども数、居住形態、母親の末子年齢が大きな影響を及ぼしていた。祖母の子ども数（母親のきょうだい数）が多く、祖母が他の孫のいる成人子と同居しており、母親の末子年齢が高くなるほど祖母から支援を受ける確率は減少する。妻方祖母からの支援は父親の育児サポート力に影響を受けるが、夫方祖母からの支援は父親育児サポート力よりもむしろ母親の就業状況に影響を受けていた。つまり、夫方祖母からの支援は父親の育児サポート力にかかわらず母親が就業している場合、夫方祖母はより支援を提供する傾向にある。精神的支援の有無はに祖母や父親の育児サポート力、母親の育児ニーズは影響を及ぼしてはならず、むしろ母親の学歴や居住地域が関係していた。具体的には母親の学歴が高いほど夫婦系列にかかわらず精神的支援を受ける確率は高い。また、妻方祖母に関しては、関西居住者の方が関東居住者よりも祖母から精神的支援を受ける傾向が強い。

日常的支援について祖父からの支援の決定要因についても分析を進めたところ、影響を及ぼす変数は祖母のものと概して同じであった。妻方祖父の場合、祖父の居住形態は支援を提供するか否かに関係していないが、相手方祖父が既に死亡していると支援を提供する確率が高くなることが観察された。夫方祖父の場合、相手方祖父の生存状況には影響を受けないが、関西居住者の方が関東居住者よりも祖父からの支援を受けやすい傾向にあることが判明した。

また、全ての支援形態について祖父母と母親間の距離、祖父母の子ども数（母親のきょうだい数）が一貫して大きな影響を及

ぼしていた。

2) 子ども数に関する意識の決定要因について分析を試みた。

本調査データにおける理想・予定子ども数は、両方とも1~3人のカテゴリだけで累積割合が90%を超えていた。子ども数選好は2人と3人に偏って分布しており、子ども数1人や4人以上など、少子あるいは多子を志向する夫婦は少数派である。また、理想子ども数は、最も多いのは「3人」で約半数の49.1%を占め、次いで「2人」の42.0%が続くが、予定子ども数になると、最も多いのは「2人」のカテゴリに移り、「1人」も8.3%へ増加していた。理想子ども数3人の妻を見ると、理想通り3人の子どもを持つつもりより、予定2人へ減らしている妻の方が多く、3人目の壁が厚いことを示している。理想子ども数3人の妻のうち、予定子ども数2人や1人に減らしている妻は63.9%にのぼる。

予定子ども数の構造について、理想子ども数との関係も含めて観察してみると、以下の3つの点が見出された。①子ども数2人、3人への選好が強く、このカテゴリに回答が集中する、②同じ予定子ども数でも、理想子ども数と一致するケースと、理想子ども数と一致しないケースがある、③特に理想子ども数3人の場合、予定子ども数がそれより少ないケースが多く、3人目以上の高順位の子どもの対する「壁」がある。

次に祖父母の援助について、予定子ども数別にその頻度や金額について集計したところ、世話的な援助についても、経済的な援助についても、妻側の両親との結びつきが強い傾向が見出された。妻の母親と父親、夫の母親と父親の4人の世話的援助状況を比較すると、もっとも援助を行っているの

が妻の母親であり、次いで夫の母親が続くが、支援項目によっては妻の父親も同じくらい援助を行っていた。夫の父親はもっとも出番が少なく、あまり子育て援助を行っていなかった。予定子ども数との関連では、おおむね、子ども数が増えるとともに援助の頻度や金額も多くなる傾向が見出された。

これらの知見を参考に、理想3人=予定3人を0、理想3人>予定2人を1とした2値変数を従属変数とし、妻の結婚年齢、いこの数、世帯収入(夫婦収入の合計)、住宅ローンの有無、土地所有の有無、子どもの一人当たり学費・家庭教育費、妻の義務教育後教育年数、家庭役割に関する価値観、夫の家事分担度、祖父母の経済的援助と世話的援助を説明変数とした二項ロジスティック回帰分析を行った。その結果、妻の結婚年齢、いこの数、世帯収入、一人当たり教育費、日常的援助度、家計援助、教育費援助が、理想予定差の有無に有意に影響を及ぼしていることが確認された。

3) 人々の意識の違いが世代間の経済的援助に影響をあたえているかを見た。

子育てへの経済的援助は公的機関よりも家族が行うべきだ」という考え方については、世帯収入が高く、持家に居住する祖母は賛成する確率が高くなっていったが、祖母・成人子とも現在住宅ローンを支払っている場合には、賛成の確率が低くなっていった。年齢や預貯金の保有額による違いは見られなかった。そして孫の数や子ども数も影響を与えていなかった。

つぎに祖父母からの孫へのプレゼントとこづかいについての分析結果からは、高額な贈与をこれまで行ったことがある祖母は、孫へのプレゼント・こづかいともに多く、逆に高額な預貯金を保有している人はプレ

ゼントをあまり行っていないことが明らかとなった。「孫にはお金がかかる」と考えている人は、孫へのプレゼントは多いが、孫へのこづかいでは違いが見られなかった。最交流子の年齢が高い場合には、孫へのこづかいが多くなっているが、祖母の年齢、世帯収入、子育て費用の私的支援に関する考え方、最交流子の性別による違いは見られなかった。

つぎに成人子の分析結果からは、孫へのプレゼントは、夫の親、妻の親のどちらの側からの支援も妻の年齢や子ども数、世帯収入や預貯金額の影響を受けていなかった。高額な贈与を受けている場合には、どちらの親からも孫へのプレゼントが多くなっていた。妻の親は、遠距離に住むと孫へのこづかいが少ないのに対して、夫の親からは、孫へのプレゼントが少なくなっている。親へのプレゼントについては、夫の親へのプレゼントが孫へのプレゼント、こづかいの両方を多くしているのに対して、妻の親へのプレゼントは孫へのプレゼントは多くするが、孫へのこづかいには影響していなかった。祖母の年齢が高いと、妻の親は孫へのこづかいが少なく、夫の母親は孫へのプレゼントが少なくなっている。

4) 高額贈与の調査結果を中心として資産の移転に関する世代間の援助関係の意味を考察した。具体的には、親からの土地贈与や住宅資金援助が、子供世帯の住宅購入時期、頭金額および購入価格にどのような変化をもたらしているのかを見た。

5) 「親子世帯間の援助の実態と意識に関する調査」の分析結果から、政策インプリケーションとして考察できることをまとめた。経済的支援の実態からは、祖父母世帯から

成人子世帯への孫を理由とした支援は、こづかいとプレゼント以外は支援自体が少なく、私的経済支援としては公的に介入するまでも無い規模であった。しかし、高額贈与については祖父母世帯の経済状況に影響を受けており、資産の継承を通じて、親子世代間の移転がおこなわれている実態をあらわしていた。生前贈与が住宅取得に促進的に働いていることから、住環境の改善を通じて少子化対策の一助になるのではないかとの政策インプリケーションを示した。意識と世話的支援の実態からは、育児支援を公的な役割に期待する成人子世帯と家族内の支援に期待する祖父母世帯とのあいだの価値観のギャップが明らかになり、その実態を踏まえて、祖父母に対する現代の育児支援のための研修の必要と意味を政策インプリケーションのひとつとして提案した。

D. 結論

社会調査における分析からは以下のような考察がなされた。

1) 日本における父親の育児時間は国際的に見ても低く、父親の育児時間の少なさを多くを同居の祖父母が補っている。これまでは祖母の育児支援は大きいとは言っても、それは同居の場合に限定されがちであった。今回の分析では、同別居にかかわらず祖父母が大きな育児サポート資源となっていることがわかった。また、これまではもっぱら祖母が育児支援サポート源として注目を浴びていたが、妻方祖父は夫方祖母を上回る支援を提供していることが判明した。

男性の育児時間に関する先行研究から、祖父母が父親の育児時間の少なさを補っていることは指摘されてきた。本分析からも先行研究の発見を裏付ける結果が得られた。

更に、この分析結果から父親の育児時間不足を補っているのはもっぱら妻方祖母であること、夫方祖母はむしろ母親の育児時間不足を補っているとも言える。

2) ロジスティック回帰分析の結果のうち、親に関する変数では、妻の結婚年齢、いとこ数、世帯収入、一人当たり教育費が1%水準で有意となっていた。

結婚年齢は、上がるほど理想子ども数3人から予定子ども数2人へと減らす確率を高める。

いとこの数は、多いほど理想どおり3人の子どもを持つ確率が高まる方向で結果が出ている。これは、自分のきょうだいに子どもがいて、身近に成長過程を見ることができたり、育児相談ができるなどの要因により、出生意欲を引き出す効果を持つのかもしれない。

世帯収入は、多いほど理想と予定に差が起こる確率を低くする。子どもを3人持とうとするとき、世帯の経済状態は重要であることを示している。

また、一人当たり教育費も、多くかかるほど理想予定差を引き起こす確率を有意に高める結果が出ている。

親の援助に関しては、日常的援助を受けているほど、理想どおり3人の子どもを持つ確率が高まっていた。経済援助においては、教育費援助を受けている場合に理想どおりの子どもの持つ確率が高まっているが、家計援助に関してはその反対の結果が出た。これは、経済的に困難をかかえる子世帯が、祖父母から援助を受け、かつ子ども数も理想どおりには持てないといった状況にあることも考えられるので、この分析で想定しているような因果関係ではないのかもしれない。

3) 子育て費用の負担が少子化の大きな原因の一つであることは、これまで行われた多くの調査で明らかにされているが、子どもが小さいときの費用負担を軽減するだけでは十分とはいえない。親は教育費用も含めた長期的な子育て費用を考えている。

本稿の分析結果から、現在子育て中の多くの女性は、子ども数や世帯の経済的状況に関係なく、子育てへの経済的援助を家族が行うべきだとは考えていないことが明らかとなった。また家族による子育ての経済的援助に賛成している孫のいる女性は、世帯収入が多く、経済的に恵まれた人である。さらにそう考えているからといって孫に多くのプレゼントやこづかいを贈っているわけではない。

こどもの数の減少に伴い、孫の数も減少していると考えられる。祖母は孫が多いから孫にお金がかかるとは考えていないが、孫の数が多いとこづかいの額には影響を与えていないが、プレゼント額は少なくなっている。

孫へのプレゼントやこづかいは子ども世帯の収入とは無関係に行われている。子ども世帯が経済的に豊かであっても受けている場合もあるし、逆に収入が低くても支援を受けていない場合もある。孫へのプレゼントやこづかいは、金額は多くなくても、祖父母からの経済的支援を受けることによって子育て費用の負担が軽減されている。

親から高額な贈与を受けている場合、孫へのプレゼントやこづかいも多い。高額な贈与を受け、さらに小額での経済的支援を受けているのである。

祖母の年齢が高くなると、妻の親からの孫へのこづかい、夫の親からの孫へのプレゼントは少なくなっている。引退して生活に

ゆとりがあまりなくなると、孫への経済的支援が少なくなっている可能性がある。

世話的支援は住居の距離が影響すると考えられうが、経済的支援についても祖父母の分析結果からは、最交流子との住居の距離は影響していなかった。しかし、成人子の調査結果からは、孫へのプレゼントやこづかい、遠距離に暮らしている場合には少なくなっていることが明らかとなった。

4) 親からの土地贈与や住宅資金援助は、子供世帯の住宅取得時期を早め、住宅購入額及び頭金額を増やす効果があることがわかった。具体的には、(1)親からの住宅資金援助があった場合、子供世帯の住宅取得時期は5.46年早まる、(2)購入金額は親からの住宅資金援助が100万円増加すると61.8万円増加する、(3)頭金額は、親からの住宅資金援助100万円増に対して29.4万円増加することなどがわかった。

社会調査：

1) 父親の育児サポート力不足は、もっぱら母方祖母からの支援によって補われている。祖父母が育児支援を行うかどうかは祖母の育児サポート力、母親の育児ニーズ、距離、居住地域にも影響を受ける。また、支援を決定する要因は支援内容や夫婦系列によって異なる。

祖父母の子ども数(母親の子ども数)が少ないほど母親への支援を提供しやすくなる、という結果から少子化は祖父母の育児サポート源としての役割をますます増大させることが示唆される。しかし、祖父母からの育児支援を受けるにあたって距離の壁は大きい。父親の帰宅時間が遅く、祖父母からの支援も期待できない母親に対する育児支援が必要であろう。そのためにはこれ

までも何回も指摘されているように、男性の働き方の見直しが急務である。また、育児支援には距離が大きなバリアーとなっていることから、地域に根ざした子育て支援ネットワークの設立も急がれるべきであろう。

2) 予定子ども数の基礎分析から、子ども数選好が2人や3人に偏っていて、それ以外の1人や4人以上の子ども数はほとんど選ばれないこと、特に理想子ども数を3人と答えるサンプルはもっとも多いが、予定子ども数では半数以上がそれより減らした子ども数を回答していること、といった特徴が読み取れた。そこで、理想子ども数3人のサンプルに対して、理想どおりの数を持つつもりか、それとも減らすつもりかについて二項ロジスティック回帰分析を適用した結果、子世帯に関する変数では、世帯所得や子どもの一人当たり教育費といった経済的要因と、結婚年齢やいとこの数といった人口学的要因が有意であることがわかった。祖父母からの援助については、日常的な世話援助や教育費への援助が多いほど、理想どおり3人の子どもを持つ確率を高める結果が出た。

上述の結果は、3人以上の高順位の子どもが減っている現在の少子社会において、次のような政策的含意を示す結果であるともいえる。夫婦出生力低下の兆しが見えてきているとはいえ、まだ多くの人々が、結婚すれば2人の子どもを持つ中で、望む人がみな「あと一人」を持てる状況にするには、若い世代の晩婚化を食い止めること、そして30~40歳代の子育て世代に対する収入の安定をはかることが重要であるということである。理想どおりの子ども数を持てるようにするには、若い世代の経済状態の安

定とともに、不妊等のリスクが高くなる前に、なるべく早く再生産過程に入れるよう、これ以上の晩婚化を防ぐことが肝要である。若い世代の経済的安定には、経済・労働政策等によって幅広い観点からの対応が必要であるが、社会保障と関連した子育て世代の負担軽減も大きな問題と考えられる。少子高齢化が進む中で、人口構造の変化に対応した改革を行って現役世代の負担軽減に配慮することは、最終的には少子化を阻止して制度運営の困難を減らすことにもつながるからである。

一方、祖父母の援助に関する分析結果からは、理想子ども数と予定子ども数の差が生じる背景として、祖父母の援助という要因も有意に影響していることが明らかになった。日常的な育児・家事支援と、教育費の援助が重要であることが示唆されたが、自分の親族からそうした私的サービスを受けられない層のために、私的な育児資源の代替となる保育サービスや金銭的援助のメニューを増やすことが大切である。働く女性への仕事と育児の両立支援、在宅で育児を行っている女性も含めた保育サービスの多様化と充実、子育て費用の軽減、若い世代の経済的安定といった項目は、すでに取り組みが行われているところであるが、それらの施策の有効性が改めて確認されたといえよう。よりいっそう施策を充実させていくことが求められている。

3) 祖父母世帯からの経済的支援として孫へのプレゼントやこづかいについて分析を行ったが、支援する側の祖父母についても援助を受ける側の成人子についても世帯収入による違いは見られなかった。

しかし分析対象としたのは祖母がいる人であって、いない場合は含まれていない。こ

うした私的支援が行われない子ども世帯に対しては、子育て費用の軽減のための公的な支援がより必要とされることになる。

贈与税の税額控除の拡大によって、今後住宅資金援助等の高額の私的移転が促進される可能性は高い。そのことで所得格差だけでなく、資産格差も拡大することが考えられる。

成人子の調査結果からは、同居・敷地内別居といった非常に近くに居住している場合に孫へのプレゼントやこづかいが多く、離れて暮らしている場合には少ないことが明らかとなった。しかし、仕事の関係で親との同居、近居が難しい場合もある。世話的支援だけではなく、今後公的な子育て費用の支援をさらに行うことが望ましい。

「子育て費用の支援は、公的機関よりも家族が行うべきだ」という考えに賛成の祖母は、経済的に恵まれた人が多いが、実際に孫へのプレゼントやこづかいを多く行っているのではない。また現在子育て中の妻の多くはこの考えに賛成しておらず、収入による違いは見られなかった。介護のリスクを社会全体で分散するために 2000 年から公的介護保険が始まったが、子育て費用についても家族だけで負担することは困難な状況になりつつある。現在のように子育て費用の負担が家計支出に大きな割合を占めている状況では、出産を控えるのは合理的な行動であると考えられる。そこで、教育費用も含めた子育て費用の経済的支援を公的にさらに行うことが求められる。

4) 生前贈与を促進するような制度改正は、住宅投資を刺激し、マクロ的な景気刺激策として期待することができる。つまり、親世帯が本来預金していたはずの貯蓄やただ持っているだけの土地資産を子供世帯にト

ランスファーすることによって、住宅市場に新たな需要が生まれ、マクロな消費額が増えると考えられるのである。

5) 金銭や物の授受による私的経済的援助は極めて限定的に行われているため、政策的インプリケーションとしては、それ自体に公的に関与する理由はみあたらない。

高額贈与の分析からの政策インプリケーションは、経済政策や住宅政策の視点からは周が述べているような景気刺激策や住宅購入年齢の引き下げによる家族形成（家族成員の増加、多々問えば追加の子どもを持つことも一つの選択肢）の促進が考えられるだろう。一方で、所得再分配政策からすれば、高齢者が蓄積した資産が直接子世帯に相続されることで、富める親を持った成人子はより富んでいくという、貧富の差を助長するかもしれない。

意識と世話的支援の実態と分析から考えられる政策インプリケーションは、「子育て支援」には世代間で意識に違いがあり、その違いを政策的にどう考慮できるかということである。成人子世帯は公的な援助により期待し、高齢者世帯は家族間の支援で行うべきと考えており、その意見の異なる世代が「子育て」で協力する場合には精神的な摩擦が起こることが想像できる。したがって、たとえ祖父母の育児支援が得られる状況におかれた成人子であっても、全面的にその支援の恩恵にあずかることはできないであろうし、またそれを望まない可能性がある。すなわち世代間の摩擦を最小にする方法で家族による育児支援を促進する方法が提案されるべきだろう。

具体的な提案としては、「祖父母学級」のような研修プログラムをシルバー人材センターのような組織で主催して、経済的な余

裕の有無にかかわらず、高齢者が成人子の子育て世帯のサポート力をつけるように援助することを提案した。

E. 健康危険情報 非該当

F. 研究発表

1. 論文発表

上枝朱美「(研究ノート) 三世代間の私的移転と住宅 -親からの住宅資金援助について-」『東京国際大学論叢 経済学部編』第31号, pp. 69-78, 2004年9月

2. 学会発表

千年よしみ 2004. 「祖父母と孫の関係からみた世代間支援」第56回日本人口学会、東京大学 (2004. 6. 12)

G. 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 無し

2. 実用新案登録 無し

3. その他 無し